

# 第17回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 第17期

(2021年8月1日から2022年7月31日まで)

### ■事業報告

- ・新株予約権等の状況
- ・業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### ■連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

### ■計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

法令および当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、当社ホームページ (<https://www.nippon-ski.jp/>) に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

(1) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		2015年12月3日	2017年12月12日
新株予約権の数		13個	110個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 5,200株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 22,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり521,600円 (1株当たり1,304円)	新株予約権1個当たり203,200円 (1株当たり1,016円)
権利行使期間		2017年12月5日から 2022年10月31日まで	2019年12月14日から 2025年10月31日まで
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 13個 目的となる株式数 5,200株 保有者数 1人	新株予約権の数 110個 目的となる株式数 22,000株 保有者数 2人
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人

		第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2019年10月16日	2021年11月11日
新株予約権の数		100個	200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払込みは要しない	新株予約権と引換えに 払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり67,900円 (1株当たり679円)	新株予約権1個当たり71,200円 (1株当たり712円)
権利行使期間		2022年10月18日から 2026年10月31日まで	2023年11月17日から 2028年10月31日まで
役員 保有 状況	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1人	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 2人
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人

(注) 2018年11月1日付で行った普通株式1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第4回新株予約権
発行決議日	2021年11月11日
新株予約権の数	600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり71,200円 (1株当たり712円)
権利行使期間	2023年11月17日から2028年10月31日まで
交付された者の人数	
当社使用人（当社の役員を兼ねている者を除く。）	9名
当社の子会社の役員および使用人（当社の役員又は使用人を兼ねている者を除く。）	1名

## (2) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款および取締役会規程その他社内規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。

ロ. 取締役は、法令、定款、取締役会決議および社内規程に従い職務を執行します。

ハ. 取締役の職務執行状況は、監査役会規則および監査役監査基準に基づき監査役の監査を受けます。

ニ. 取締役の報酬は、社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会での審議および諮問内容を踏まえ、取締役会で決定します。

ホ. 代表取締役社長は、コンプライアンスに関する基本方針を取締役および使用人に周知徹底し、法令遵守を当社の企業活動の前提とします。

ヘ. 内部通報規程等に基づき、取締役が法令および定款に違反する行為を発見した場合に通報できる、社外の弁護士、当社監査役および/またはコンプライアンスを統括する法務コンプライアンス本部長を直接の情報受領者とする通報制度を整備、運用します。

ト. 当社は、「NSD行動指針」および反社会的勢力排除規程等に基づき、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力とのかかわりを一切持たないこととします。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、取締役会規程、文書管理の原則を定める組織規程および情報セキュリティ管理規程等の定めにより適切な保存ならびに管理を行います。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

管理本部を主管とし、組織規程に規定する責任と権限に基づき、評価と改善を行います。新型コロナウイルス等の未知の感染症の拡大、超大型の台風や大地震などの自然災害または不正行為の発生等の有事の際には、代表取締役社長自ら、または代表取締役社長の指示に従い、管理本部長など、適切な者を対策本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行います。これにより、損害の拡大を防止し、最小限に止めるよう努めます。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性に関しては、経営会議、任意の指名・報酬委員会および内部統制委員会等の設置による意思決定の効率化および適正化を図ることとしています。

### ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令遵守状況を確認し、かつ、法令違反等を防止するため、業務執行取締役で構成する内部統制委員会による調査や内部監査室による内部監査ならびに特命監査を実施します。また、内部通報規程等に基づき、使用人が法令および定款に違反する行為を発見した場合に通報できる、社外の弁護士、当社監査役および/またはコンプライアンスを統括する法務コンプライアンス本部長を直接の情報受領者とする通報制度を整備、運用します。なお、内部通報を受けて、法務コンプライアンス本部長を中心に、必要な調査等を実施し、通報者に回答するとともに通報者には通報による不利益を生じさせないこととします。

上記の法令遵守を徹底させるため、当社および当社子会社において、使用人を対象として、研修教育を実施します。

- ⑥ 当社ならびに親会社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ、親会社のコンプライアンス本部および内部監査室との連携体制を構築します。当社は、子会社の自主的経営及び独立性を尊重しつつ、グループ会社として相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項及び子会社に対する管理、指導を行うものとします。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助する専任スタッフは置いておらず、適宜管理本部の人員が監査役の職務を補助する体制をとっております。監査役からの要求があった場合には、当該専任スタッフを置くこととし、その体制は取締役と監査役が協議して決定します。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とします。

ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務を遂行し、取締役の指揮命令は受けません。また、当該使用人の評価については監査役の意見を聴取します。

- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は次に定める事項を監査役会に報告することとします。

- イ. 重要会議で決議された事項
- ロ. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ハ. 毎月の経営状況として重要な事項
- ニ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ホ. 重大な法令違反および定款違反に関する事項
- ヘ. その他コンプライアンス上必要な事項

使用人は上記ロ. およびホ. に関する重大な事実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができることとします。

- ⑩ 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および当社子会社の使用人等が監査役に報告する機会と体制の確保にあたり、報告を行った使用人等に対し、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを一切禁じています。

- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした際には、担当部門において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

- ⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、業務執行取締役および重要な使用人から自由にヒアリングでき、代表取締役社長および会計監査人とは定期的に意見交換会を開催することとします。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を適宜取締役会に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

#### ①取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

#### ②監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会等の重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備ならびに運用状況を確認しております。

#### ③当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社に対して、稟議・押印申請書等の管理を行うことで、その営業活動および決裁権限等を把握し、また、関係会社管理規程等に基づき、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。また、社外取締役を含む取締役および本部長が当社子会社の取締役会・経営会議に陪席し、助言ならびに監視を行っております。

#### ④コンプライアンスについて

当社および当社子会社の役職員のコンプライアンス意識を向上させ、コンプライアンスを推進すべく、役職員の入社時コンプライアンス研修、グループ全体キックオフミーティング時の管理監督職向けの働き方改革に関する研修、その他子会社や事業拠点でのコンプライアンス研修を実施しております。

事業年度ごとに数件程度発生している内部通報については、コンプライアンスを統括する法務コンプライアンス本部長がすべての通報事案について調査を実施し、問題のあるものについては、是正措置を講じるとともに、通報事案の対応・調査結果について、常勤監査役に報告しております。

#### ⑤リスク管理について

当社子会社の施設運営上のリスク管理として、当社子会社の索道やアクティビティ施設の運営において、天候不順・強風等による索道の運休、労働災害、来場客の事故や紛争発生の恐れなどに関し、速やかに報告するルールを定め、当社および当社子会社の役員および管理監督職にて事案を共有・把握し、情報・ノウハウの蓄積や迅速な有事対応、改善策の立案・実施を適宜行っております。

労働災害のリスク管理として、当社および当社子会社において労働安全衛生マネジメントシステムを制定・運用し、当社グループの共通ルールである安全意識の三原則（自分の身は自分で守る、半歩先の危険を予測する、危険行動見て見ぬふりは大きな罪）を朝礼で唱和するとともに、当該原則や当社の経営理念の記載された安全推進カードを携帯することとし、安全意識の浸透を図っております。また、適宜通達の発令や安全作業マニュアルの策定を行い、高所作業など労働災害の発生しやすいケースや注意点などを周知し、リスク管理に努めるとともに、従前より行っていたヒヤリハットや危険予知活動の徹底・強化に努めております。

災害リスク管理として、災害時の当社および当社子会社の役職員の安否を迅速に確認・把握すること、また新型コロナウイルス感染拡大防止のための日次の体温や健康状態を把握するためのシステムを導入し、運用しております。

⑥反社会的勢力排除について

反社会的勢力排除規程に基づき、当社および当社子会社の役職員に対し、新規取引先のスクリーニング申請を必須とするとともに、取引先の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むようにしており、反社会的勢力の排除に継続的に取り組んでおります。



## 連結株主資本等変動計算書

( 2021年8月1日から  
2022年7月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,000,000	1,397,689	3,053,969	△600,779	4,850,879
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			32,046		32,046
剰余金の配当			△106,148		△106,148
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)					-
当連結会計年度変動額合計	-	-	△74,101	-	△74,101
当連結会計年度末残高	1,000,000	1,397,689	2,979,868	△600,779	4,776,778

	新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	60,150	197,925	5,108,954
当連結会計年度変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			32,046
剰余金の配当			△106,148
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)	6,984	22,315	29,299
当連結会計年度変動額合計	6,984	22,315	△44,801
当連結会計年度末残高	67,134	220,240	5,064,153

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 9 社
- ・主要な連結子会社の名称 白馬観光開発株式会社  
めいほう高原開発株式会社  
川場リゾート株式会社  
株式会社北志賀竜王  
株式会社スパイシー  
株式会社鹿島槍  
柵池ゴンドラリフト株式会社  
株式会社岩岳リゾート  
株式会社ハーレスキーリゾート

#### (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

- ① 連結の範囲の変更 該当事項はありません。
- ② 持分法の適用の範囲の変更 該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2年～60年
機械及び装置	2年～17年
車両運搬具	2年～10年
工具、器具及び備品	2年～20年

- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - ・ のれん 効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては発生時に一括で償却しております。
  - ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ハ. リース資産
- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 連結子会社の従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金 連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、連結子会社の一部は内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社及び連結子会社では、スキー場事業において、顧客に対して、スキー場での索道輸送の提供及び商品、飲食の販売、これらに付帯するサービスの提供をしております。なお、当社及び連結子会社における上記記載の主要な収益における約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。
- スキー場事業におけるスキー場での索道輸送の提供及び商品、飲食、これらに付帯するサービスの取引価格の算定は、顧客への販売価格により算定しております。
- スキー場事業におけるスキー場での索道輸送の提供については、スキー場における顧客の利用により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、スキー場利用時点で収益を認識しております。スキー場における、スキー場での索道輸送の提供に含まれるシーズン券の収益については、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることからスキー場の顧客の利用時点より、当該シーズン券の権利期限をもとに、利用時点より権利期限に応じた期間按分にて収益を認識しております。
- また、商品、飲食の販売、これらに付帯するサービスについては、顧客への引き渡しにより、顧客に当該財に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客への引き渡し時点で収益を認識しております。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- 連結納税制度の適用
- 当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支

配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

販売手数料等の顧客に支払われる対価

従来は販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

この変更が連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

該当事項はありません。

(連結損益計算書)

該当事項はありません。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 4,386,499千円  
上記の減価償却累計額には、減損損失累計額を含んでおります。

#### 5. 連結損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「8. 収益認識に関する注記 1. 収益の分解」に記載しております。

#### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,000,400株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金額の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年10月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	106,148	7.00	2021年 7月31日	2021年 10月25日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金額の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年10月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	106,148	7.00	2022年 7月31日	2022年 10月24日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 192,200株

#### 7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、投資有価証券があります。預金については、主に普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、営業管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、管理しております。

金融負債の主なものには、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、リース債務(短期)、リース債務(長期)、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、長期借入金があります。営業債務であります買掛金、未払金は、1年以内の支払期日です。未払法人税等は、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額であり、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。未払消費税等は、消費税及び地方消費税の未払額であり、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。ファイナンス・リー

スに係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、リース債務(短期)の返済期限は1年以内であり、リース債務(長期)の返済期限は1年を超えて5年以内であります。借入金の子会社の必要な資金の調達を目的としたものであり、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の返済期限は1年以内であり、長期借入金の返済期限は1年を超えて5年以内であります。また、これらの営業債務及び金銭債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社は月次に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 (注2)	—	—	—
資産計	—	—	—
リース債務	181,807	181,296	△511
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,235,000	1,234,052	△947
負債計	1,416,807	1,415,348	△1,458

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払消費税等」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

2. 非上場株式 (連結貸借対照表計上額9,459千円)

市場価格がないため、「投資有価証券」に含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の(2)な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	—	—	—

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	-	181,296	-	181,296
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	1,234,052	-	1,234,052
負債計	-	1,415,348	-	1,415,348

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

(単位：千円)

	時価						合計
	索道	レストラン	物販	宿泊	レンタル	その他	
白馬エリア	1,687,675	342,065	173,828	7,874	-	360,793	2,572,236
北志賀エリア	414,224	106,718	24,107	42,198	-	35,451	622,697
群馬エリア	486,428	200,382	33,174	-	-	70,420	790,406
菅平エリア	271,066	4,974	1,571	-	-	8,584	286,196
岐阜エリア	508,621	176,851	21,181	-	-	139,949	846,603
その他	-	-	10,589	-	-	40,468	51,054
顧客との契約から生じる収益	3,368,015	830,991	264,452	50,071	-	655,665	5,169,195
その他の収益 (注)	-	-	-	-	400,263	-	400,263
外部顧客への売上高	3,368,015	830,991	264,452	50,071	400,263	655,665	5,569,459

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく、賃貸収入等が含まれております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	90,347千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	145,526千円
契約負債（期首残高）	25,554千円
契約負債（期末残高）	64,701千円

契約負債は、主に索道事業に係る顧客からの前受金に関連するものであります。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の孫会社	藤和那須リゾート株式会社	なし	コンサルティング委託	営業補償の受取 (注)	26,132	未収入金	28,745

(注) 当社子会社の(株)鹿島槍と親会社の孫会社である藤和那須リゾート(株)の両社で締結したコンサルティング業務委託契約に基づき、両社の協議の上、営業補償額を決定しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 315円01銭
- 1株当たり当期純利益 2円11銭

## 11. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
繰延税金資産 83,836千円

- (2) 識別した項目に係る会計上の見積りに関する情報

- ①算出方法

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

- ②主要な仮定

当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって、将来の課税所得の見積りは、当社及び連結子会社の事業計画を基礎としており、事業計画には新型コロナウイルス感染症の収束時期や天候リスクとそれに伴う将来の来場者数等を主要な仮定として織り込んでおります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響の収束時期等を見通すことは困難であります。当社グループにおいては新型コロナウイルスの感染拡大の状況及びワクチンの普及率等の複数の外部情報に基づき、収束までにかかる期間は、当連結会計年度末から2023年7月期までの約1年間をかけて新型コロナウイルス感染症の影響から回復するとの



仮定を置いております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、新型コロナウイルス感染症の収束時期、天候リスク及び将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において、追加的な損失の発生の可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	3,966,065千円
無形固定資産	46,135千円
減損損失	38,668千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りに関する情報

①算出方法

固定資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。なお、当社グループは、各スキー場又は施設を資産のグルーピング単位としております。

②主要な仮定

当連結会計年度末における減損の兆候の判定にあたって、減損の兆候の判定及び割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、当社及び連結子会社の事業計画を基礎としており、事業計画には新型コロナウイルス感染症の収束時期や天候リスクとそれに伴う将来の来場者数等を主要な仮定として織り込んでおります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響の収束時期等を見通すことは困難であります。当社グループにおいては新型コロナウイルスの感染拡大の状況及びワクチンの普及率等の複数の外部情報に基づき、収束までにかかる期間は、当連結会計年度末から2023年7月期までの約1年間をかけて新型コロナウイルス感染症の影響から回復するとの仮定を置いております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、新型コロナウイルス感染症の収束時期、天候リスク及び将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び将来キャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失が追加で発生する可能性があります。

## 12. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
長野県大町市	スキー場資産他	機械装置、構築物他

当社グループは、原則として、運営スキー場を中心とする事業地を基準としてグルーピングを行っております。当連結会計年度において、当社グループの資産の内、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（38,668千円）として特別損失に計上しました。

内訳は下記のとおりであります。

	スキー場資産 (千円)
建物および構築物	1,279
機械および装置	24,948
工具、器具および備品	2,009
車両運搬具	9,548
建設仮勘定	883

〈回収可能価額の算定方法〉

当社グループの回収可能価額は使用価値又は正味売却価額を使用しております。将来キャッシュ・フローがマイナスであるため具体的な割引率の算定は行っておりません。

## 13. その他追加情報の注記

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月21日)を適用する予定であります。

#### 14. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2022年9月9日付会社法第370条に基づく取締役会決議に替わる書面決議において、以下のとおり、当社子会社である株式会社岩岳リゾートの設備投資計画について決議しましたので、お知らせいたします。

##### (1)設備投資の目的

当社グループは、運営するスキーリゾートが地域社会に欠かすことのできないインフラであるとともに、地域を活性化していく役割を担う存在であると認識しております。スキーリゾートが地域に存続し続け、さらに持続的な成長を実現するために、これまでも様々な取り組みを進めてまいりました。

国内スキー人口が減少傾向にあるなかでインバウンドへ長期的に取り組んでおり、また、気候変動への根本的な対応として、グリーンシーズン事業を強化することでの通年事業化の実現、そして暖冬小雪のシーズンでも冬期の営業期間を確保するため、降雪機投資をはじめとした小雪対策投資を徹底いたしました。その他にも、顧客の利便性を高めるための自動ゲートシステムを全グループスキーリゾートへ導入するなど、ソフト・ハード両面で取り組んでまいりました。

さらに今後においては、当社グループのスキーリゾートの索道施設(ゴンドラリフト)が既に30年を超えていくなかで、リニューアルが必要となります。当社子会社である株式会社岩岳リゾートにおいては、当社グループで重点目標とするオールシーズン事業化を積極的に推進し、2021年グリーンシーズンにおいては過去最高の来場者数となりました。収益成長と通年事業化を実現したなかで、さらにリゾートとしての魅力を高め、顧客利便性や価値の向上のため、輸送力・耐風性・静粛性に優れた新ゴンドラリフトの設備投資の実施を決定いたしました。

##### (2)設備投資の内容

所在地           ：長野県白馬村  
用途               ：索道施設  
投資予定額       ：2,100,000千円

##### (3)設備の導入時期

着工予定        ：2022年9月  
完工予定        ：2024年12月

##### (4)当該設備が営業・生産活動に及ぼす重要な影響

当該設備投資による2023年7月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

## 株主資本等変動計算書

( 2021年 8 月 1 日から  
2022年 7 月31日まで )

(単位：千円)

	株主資本								新 株 予 約 権	純資産合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計		
		資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	1,000,000	1,000,000	384,154	1,384,154	963,622	963,622	△600,779	2,746,997	60,150	2,807,147
当 期 変 動 額										
当 期 純 損 失					△87,767	△87,767		△87,767		△87,767
剰余金の配当					△106,148	△106,148		△106,148		△106,148
株主資本以外の 項目の当期変動額 ( 純 額 )									6,984	6,984
当期変動額合計	-	-	-	-	△193,915	△193,915	-	△193,915	6,984	△186,931
当 期 末 残 高	1,000,000	1,000,000	384,154	1,384,154	769,706	769,706	△600,779	2,553,081	67,134	2,620,215

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年
機械及び装置	17年
工具、器具及び備品	3年～5年

##### ② 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・ 商標権 定額法（5年～10年）によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの経営管理料及び受取配当金になります。経営管理料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することを履行业務として認識しております。当該履行业務は時の経過に連れて充足されることから、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 連結納税制度の適用

当社は、連結納税制度を適用しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又は又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

この結果、当会計事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前会計事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

この変更が計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「買掛金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に含めていた「買掛金」は36千円になります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	303,266千円
上記の減価償却累計額には、減損損失累計額を含んでおります。	
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務(区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	41,224千円
短期金銭債務	21,245千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	655,798千円
仕入高	2,334千円
販売費及び一般管理費	6,138千円
営業取引以外の取引高	11,007千円

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 836,400株

### 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	129,902千円
貸倒引当金	156,550
繰越欠損金	163,723
その他	147,865
繰延税金資産 小計	598,041
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△163,723
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△434,318
評価性引当額 小計	△598,041
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金資産の純額	－千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社鹿島槍	所有 直接100	資金の貸付 (注2) 役員の兼任	利息の受取 (注1)	2,709	関係会社 長期貸付金	430,000
子会社	川場リゾート株式会社	所有 直接99.9	コンサルティング受託	資金の借入 (注1)	100,000	—	—
				資金の返済 (注1)	100,000	—	—
				配当の受取	89,965	—	—
子会社	白馬観光開発株式会社	所有 直接99.2	コンサルティング受託 役員の兼任 資金の借入	資金の返済 (注1)	300,000	—	—
				利息の支払 (注1)	330	—	—
				配当の受取	348,680	—	—
子会社	めいほう高原開発株式会社	所有 直接80.0	資金の貸付 コンサルティング受託	資金の貸付 (注1)	120,000	—	—
				資金の回収 (注1)	120,000	—	—
				利息の受取 (注1)	163	—	—
				配当の受取	45,760	—	—
子会社	株式会社岩岳リゾート	所有 直接86.7	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	50,000	関係会社 長期貸付 金	50,000
				資金の回収 (注1)	150,000	—	—
				利息の受取 (注1)	543	未収入金	543

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	梅池ゴンドラリフト株式会社	所有 直接80.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	200,000	関係会社 長期貸付 金	600,000
				資金の回収 (注1)	250,000	—	—
				利息の受取 (注1)	6,981	—	—
子会社	株式会社ハースキーリゾート	所有 直接83.9	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1)	50,000	—	—
				資金の返済 (注1)	50,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

2. 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計514,122千円の貸倒引当金を計上しております。  
また、当事業年度において合計40,827千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

## 9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 168円36銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △5円79銭  |

## 11. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 関係会社株式の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,390,503千円
関係会社株式評価損	395,062千円

#### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①算出方法

市場価格のない関係会社株式について、当該関係会社の財政状態の悪化又は超過収益力の減少により実質価額が著しく下落し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、実質価額まで減損処理する方針としております。なお、市場価格のない関係会社株式の一部については、超過収益力を反映した実質価額で取得しております。

##### ②主要な仮定

超過収益力を反映した実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうかの判断は、当該関係会社の事業計画を基礎としており、事業計画には新型コロナウイルス感染症の収束時期や天候リスクとそれに伴う将来の来場者数等を主要な仮定として織り込んでおります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響の収束時期等を見通すことは困難であり



ますが、当社グループにおいては新型コロナウイルスの感染拡大の状況及びワクチンの普及率等の複数の外部情報に基づき、収束までにかかる期間の想定を、当期末から2023年7月期までの約1年間をかけて新型コロナウイルス感染症の影響から回復するとの仮定を置いております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

不確実性の極めて高い環境下であり、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期、天候リスク等の見積りには不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

上記の主要な仮定と将来の実績とが乖離し、翌事業年度の各関係会社の損益が悪化した場合には、翌事業年度の計算書類上の損益に影響を与える可能性があります。

## 2. 関係会社貸付金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社長期貸付金	1,080,000千円
関係会社に対する貸倒引当金	514,122千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

関係会社長期貸付金の評価において、財務内容に問題があり、過去の経営成績又は将来の事業計画の実現可能性を考慮しても債務の一部を条件どおりに弁済できない可能性がある場合には、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

②主要な仮定

関係会社貸付金の評価は、当該関係会社の事業計画及び返済計画を基礎としており、事業計画及び返済計画には新型コロナウイルス感染症の収束時期や天候リスクとそれに伴う将来の来場者数等を主要な仮定として織り込んでおります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響の収束時期等を見通すことは困難であります。当社グループにおいては新型コロナウイルスの感染拡大の状況及びワクチンの普及率等の複数の外部情報に基づき、収束までにかかる期間を、当期末から2023年7月期までの約1年間をかけて新型コロナウイルス感染症の影響から回復するとの仮定を置いております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

不確実性の極めて高い環境下であり、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期、天候リスク等の見積りには不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

上記の主要な仮定と将来の実績とが乖離し、翌事業年度の各関係会社の損益が悪化した場合には、翌事業年度の計算書類上の損益に影響を与える可能性があります。

## 12. その他追加情報の注記

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月21日)を適用する予定であります。

### 13. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 14. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。